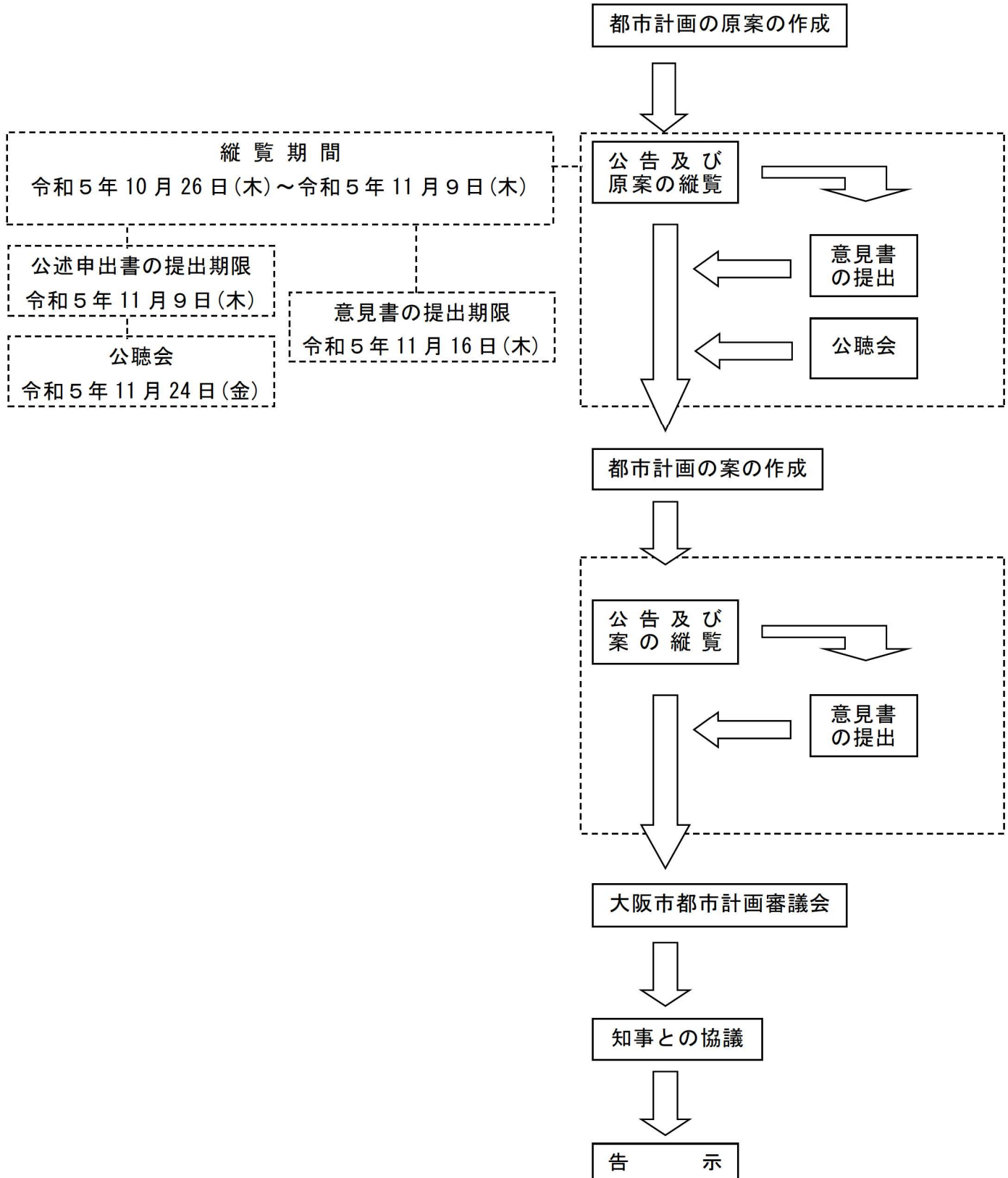


(参考資料)

地区計画の決定手続 (難波千日前地区地区計画)



■ 地区計画（再開発等促進区）

「再開発地区計画」（昭和 63 年創設）は、平成 14 年 7 月の都市計画法等の改正（施行平成 15 年 1 月）により、「地区計画」・「住宅地高度利用地区計画」とあわせて『地区計画』として一つに統合・整理された。

「再開発等促進区」はこの改正に伴い創設されたもので、「現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域である」、「土地の合理的かつ健全な高度利用を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域である」、「当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献する」、「用途地域が定められている区域である」といった条件に該当する土地の区域における地区計画において「土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域として定める」ものである。

本市では、これまで天満橋一丁目地区・船場都心居住促進地区・咲洲コスモスクエア地区・西梅田地区・湊町地区・福島五丁目地区・此花西部臨海地区・難波地区・大宮五丁目地区・中之島三丁目中央地区・北浜一丁目地区・神崎川駅前地区・新町一丁目地区・茶屋町地区・森之宮北地区の計 15 地区の決定を行っている。